

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成 28 年 8 月



シルバーエッグ・テクノロジー株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式231,200千円（見込額）の募集及び株式170,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式66,300千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年8月22日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

シルバーエッグ・テクノロジー株式会社

大阪府吹田市江坂町一丁目23番43号

本ページ及びこれに続く図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 会社概要

社名 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社
(英訳名 Silver Egg Technology CO., Ltd.)

設立 平成10年8月

代表者 代表取締役社長 トマス・アクイナス・フォーリー

本社 大阪府吹田市江坂町一丁目23番43号

資本金 78百万円 (平成27年12月末現在)

業績 ●営業収益：599百万円
●経常利益： 74百万円 (ともに、平成27年12月期)

従業員数 35人 (平成27年12月末現在)

主な事業内容 AI(人工知能)を用いたマーケティング支援事業
～AI技術をベースにしたレコメンド技術及び
それをベースとしたウェブマーケティング・サービスの開発・提供～

2 事業の内容

当社は、AI(人工知能)技術をベースにしたレコメンド技術（※1）及びそれをベースとしたマーケティング・サービスを提供する事業を行っております。

現在、スマートフォンといった携帯型情報デバイスの普及により、インターネットは、私たちの生活に欠かせないものとなっております。それに伴い、企業活動においても、インターネットを使ったマーケティング活動はこれまで以上に大きな重要性を占めております。このような背景の中、インターネットを利用して商業サイトを営む企業経営者の最大の課題は、いかにして多様な顧客の満足を得て、リピート需要を喚起し、売上の増加を図るかということにあります。従来のマーケティングにおいては、性別、年齢による人口統計的な分類をベースとした分析が主流でしたが、それでは、インターネット上で刻々と変化する顧客の嗜好やニーズに対応することができず、売上に結びつけることが困難でした。そこで、より個別レベルにおける顧客の好みに応じたコンテンツ（商品や情報など）を個別顧客へ提供する手法として、レコメンデーションというマーケティング手法が注目を集めております。

この新たな手法はパーソナライゼーション（※2）の中の具体的な手法のひとつと考えられており、顧客のウェブサイト上やPOSなどのチャネルから閲覧や購買といった顧客行動をデータとして取り込み、人工知能技術を用いて、自動的に個別顧客の次の行動を予測し提示することで、その顧客が欲している商品や情報を手間をかけずに取得し、大きな顧客満足の提供を可能にするものです。

当社は、顧客企業が自らの顧客を知り、顧客に対して最大の価値をすべてのタッチポイント（※3）においてリアルタイムで提供できるように、AI(人工知能)技術をベースに企業のマーケティングを支援する事業を行っております。

当社の主なサービスの特徴は、レコメンドエンジン「アイジェント」の活用による「リアルタイム解析」と「パーソナライズ・ターゲティング」であります。当社の主な顧客は、オンライン上で複数の商品や情報を扱うECサイト（※4）運営企業、ウェブサービス企業となっております。

レコメンドエンジン「アイジェント」について

当社の「アイジェント・レコメンダー」をはじめとする各種サービスには、リアルタイム解析を実現した当社独自開発のレコメンドエンジン「アイジェント」が採用されています。レコメンドエンジンは、有効な推奨をするために、有能なセールスマントリニティが個別顧客とのやり取りからその顧客の嗜好を記憶しているように、その個別顧客が過去に行った閲覧履歴や購買履歴等といった行動データを記憶し、学習することにより効果的な推奨を行います。

大量のデータがレコメンド結果を算出するため、多くのレコメンドエンジンは、日に1度ないし2度定期的なバッチ処理（※5）での解析結果をレコメンド結果として表示しています。しかしながら、これでは、発売されたばかりの新商品がおすすめとして表示されない、また在庫切れの商品があってもおすすめ表示されてしまい、購買機会の喪失を招くことがありました。当社のレコメンドエンジン「アイジェント」では、リアルタイムの解析を実現し、ユーザーが今見ているものに対する最適な商品やコンテンツの表示を可能にしました。

当社の事業は、レコメンデーションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略をしておりますが、当社が提供している主なサービスの概要は以下の通りであります。



「アイジェント・レコメンダー」

人工知能と高等数学を組み合わせた当社独自開発のロジックによるリアルタイム・レコメンドサービスであり、当社の主力サービスであります。サイトに訪れるユーザーの行動データを「リアルタイム」に取得・解析して、その時点における各ユーザーの嗜好に合わせたおすすめ商品やコンテンツを顧客のサイトやアプリ内といった様々なタッチポイントで表示することができるサービスであります。また、独自のリアルタイム・ユーザー動線分析技術により、単純な商品軸のレコメンデーションより、より一人ひとりの嗜好に合わせたレコメンデーションが可能になっております。

当社の提供する管理画面とリリース後のレポーティングサービスにより、費用対効果を明確にすることができます。また、成果報酬型料金体系を主にしており、当該料金体系では顧客企業は本サービスから成果が上がった部分に対してのみ料金を支払うため、導入しやすく顧客の増加につながっております。成果報酬型料金体系の他にも、顧客企業の様々なニーズにこたえるために、ページの表示回数に応じたPVベース型料金体系も用意しております。

「アイジェント・レコメンダー」の特長：

- 機械学習技術をベースにしたアルゴリズム（※6）
- レコメンドデータのリアルタイム生成
- スケーラビリティ（※7）への対応
- きめ細やかな導入後サポート
- 多様なウェブサイトに合わせた設定が可能なレコメンドタイプ

「レコガゾウ」

アイジェント・レコメンダーのオプションサービスでもあるリアルタイム・レコメンドメールサービス「レコガゾウ」は、配信するHTMLメール（※8）内にタグ（※9）を設置することで、ユーザーがメールを開封した時点で、そのユーザーの嗜好にマッチしたレコメンド結果をリアルタイムで抽出して表示することができるサービスであります。従来のレコメンドメールでは、あらかじめレコメンドエンジン側で抽出したレコメンド結果をメール配信システムに連携させるシステムを作る必要があるために導入ハードルが高いものになっており、またそのためリアルタイムの配信ができずに、レコメンドメールで表示した時点では在庫切れであったというような「タイムラグ」も課題となっていました。「レコガゾウ」では、これらの「導入ハードルの高さ」と「タイムラグ」などの問題を解消し、より簡単に、よりリアルタイム性の高いレコメンドメールを実現するものであります。

本サービスの基本的な課金体系は、配信リクエスト数に応じた従量課金体系であります。

「ホットビュー」

アイジェント・レコメンダーに使用されているレコメンドエンジンを使用したレコメンド広告サービスであります。通常のディスプレイ広告では誰にでも同じ広告が表示されますが、レコメンド広告では、広告を見ているユーザーのニーズに合致するであろう商品が広告として動的に表示されます。これにより、サイト運営者としては、自社のサイトに興味を持つであろうユーザーを自社サイトにより効果的に誘導することができ、その結果、購入や問い合わせ、資料請求などの購買につながる行動をより効果的に誘導できると考えております。

本サービスは、他社のDSP（※10）サービスと連携して利用することが可能であります。個別ユーザーの嗜好に合わせたレコメンド広告バナーを生成できる機能とDSPサービスのもつターゲティング機能を組み合わせ、さらに効果的にインターネット広告によるターゲティングの精度を高めることができます。

本サービスの課金体系は、成果報酬型料金体系のほか、広告リクエスト数に応じた従量課金方式があります。

[用語解説]

※1 レコメンド技術

オンラインショップなどで、利用者の好みにあった物品やサービスを推薦するための技術・手法。ショップの利用者の購入履歴や行動履歴等の情報を分析し、適切な物品やサービスを絞り込んで推薦し、売り上げを高めるのがねらい。

※2 パーソナライゼーション

顧客のウェブ閲覧行動、購買行動などの情報を基に、その顧客に最適な情報を提供すること。またはその技術。

※3 タッチポイント

企業やブランドと顧客とのすべての接点のこと。企業やブランドについて顧客に何らかの印象が残るあらゆる接点が当てはまる。従業員のみではなくウェブサイト、スマートフォン、コールセンター、タブレット、広告など顧客がブランドに接するメディアも含まれる。

※4 ECサイト

インターネット上で商品等を販売するウェブサイト。

※5 バッチ処理

一定期間（もしくは一定量）データを集め、まとめて一括処理を行う処理方式。

※6 アルゴリズム

求める解を導き出すための処理手順のこと。数学的には「算法」「数学モデル」と訳される。ソフトウェアのプログラムは、プログラミング言語で記述されたアルゴリズムのひとつである。

※7 スケーラビリティ

拡張性のこと。コンピュータ等システムの規模や能力を、状況や要求に応じて柔軟に対応できる適応力のこと。

※8 HTMLメール

HTML (HyperText Markup Language) は、ウェブページの記述やレイアウトに用いられるマークアップ言語をいい、HTMLメールとは、電子メールの本文をHTMLで記述したものを指す。マークアップ言語とは、文書の一部を「タグ」と呼ばれる特別な文字列で囲うことにより、文章の構造や、修飾情報を、文章中に記述していく記述言語をいう。

※9 タグ

コンピュータで扱う文書（テキストデータ）中に埋め込む特殊な記号や文字列のこと。デザイン、レイアウト、論理構造、意味を記述する。主にHTMLやXMLといったマークアップ言語で用いられる。

※10 DSP

デマンドサイドプラットフォーム (Demand-Side Platform) の略。オンライン広告において、広告主（購入者）側の広告効果の最大化を支援するツールのこと。広告枠の買い付けや配信、クリエイティブ分析（広告の認知・表現要素等の分析）までを自動で行い、最適化を行う。

3

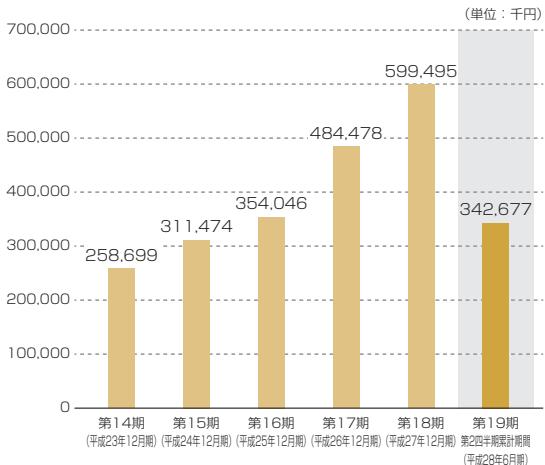
業績等の推移

主要な経営指標等の推移

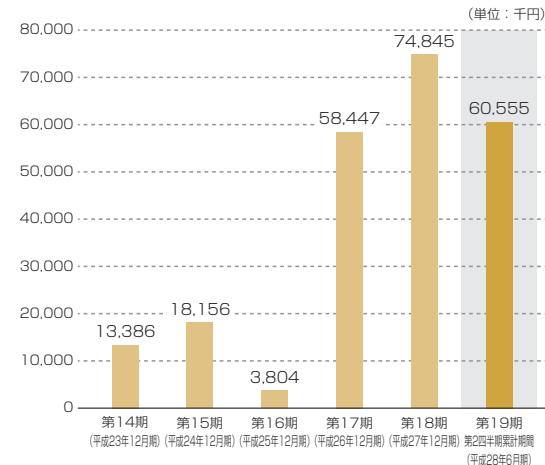
提出会社の状況

回	次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期 第2四半期
決 算 年 月		平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年6月
営 業 収 益 (千円)	258,699	311,474	354,046	484,478	599,495	342,677	
経 常 利 益 (千円)	13,386	18,156	3,804	58,447	74,845	60,555	
当 期 (四 半 期) 純 利 益 (千円)	12,676	12,566	2,362	36,843	48,351	39,424	
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—	
資 本 金 (千円)	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000
発 行 済 株 式 総 数 (株)	24,129	24,129	24,129	24,129	24,129	24,129	2,412,900
純 資 産 額 (千円)	153,551	166,118	168,481	205,325	253,676	293,101	
総 資 産 額 (千円)	182,168	199,522	200,306	273,051	326,948	366,198	
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	6,363.79	6,884.60	6,982.53	85.09	105.13	—	
1 株 当 た り 配 当 額 (円) (うち 1 株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株 当 た り 当 期 (四 半 期) 純 利 益 金 額 (円)	525.34	520.81	97.93	15.27	20.04	16.34	
潜在株式調整後 1 株当たり 当期 (四半期) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—	
自 己 資 本 比 率 (%)	84.29	83.26	84.11	75.20	77.59	80.04	
自 己 資 本 利 益 率 (%)	8.61	7.86	1.41	19.71	21.07	—	
株 価 収 益 率 (倍)	—	—	—	—	—	—	
配 当 性 向 (%)	—	—	—	—	—	—	
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	50,592	52,217	24,422	
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△2,121	△7,211	△7,433	
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—	—	
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 末 (四 半 期 末) 残 高 (千円)	—	—	—	161,141	206,147	223,136	
従 業 員 数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	25 (1)	29 (1)	33 (2)	30 (3)	35 (3)	— (—)	

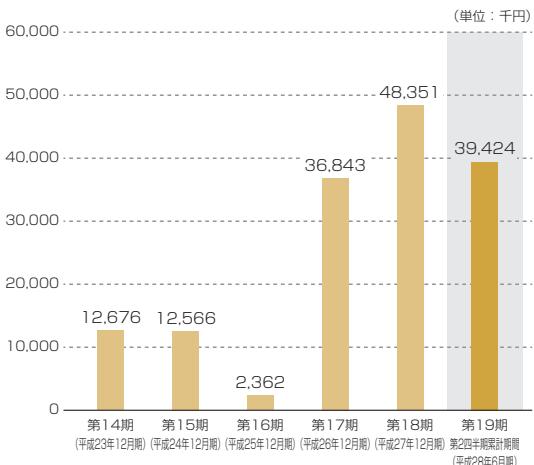
● 営業収益



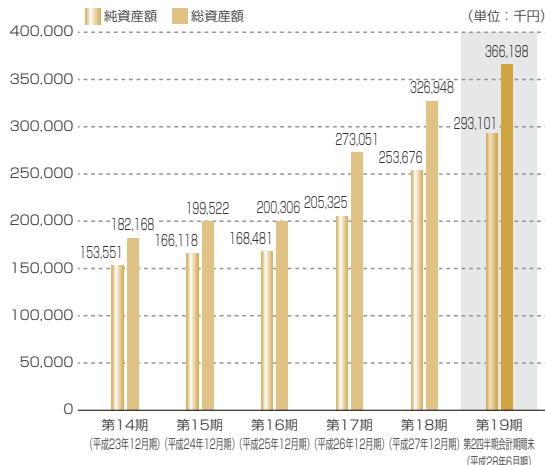
● 経常利益



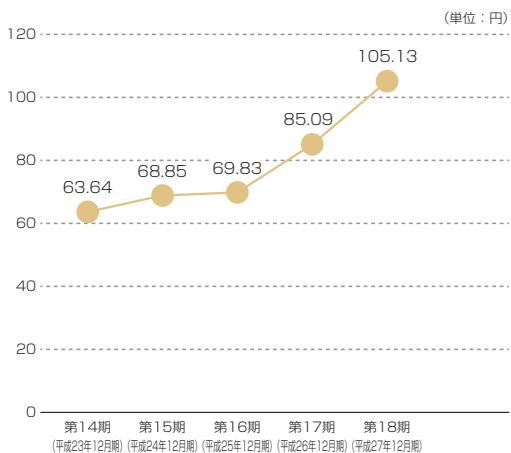
● 当期（四半期）純利益



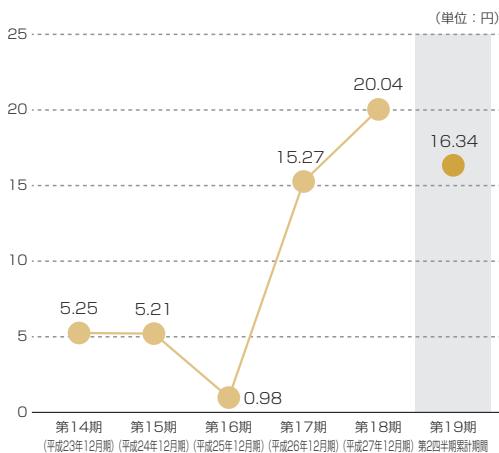
● 純資産額／総資産額



● 1株当たり純資産額



● 1株当たり当期（四半期）純利益金額



(注) 当社は平成28年6月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記では当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

(注) 当社は平成28年6月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記では当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	13
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	18
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 業績等の概要	20
2. 生産、受注及び販売の状況	22
3. 対処すべき課題	24
4. 事業等のリスク	25
5. 経営上の重要な契約等	28
6. 研究開発活動	29
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	30
第3 設備の状況	32
1. 設備投資等の概要	32
2. 主要な設備の状況	33
3. 設備の新設、除却等の計画	34
第4 提出会社の状況	35
1. 株式等の状況	35
2. 自己株式の取得等の状況	41
3. 配当政策	41
4. 株価の推移	41
5. 役員の状況	42
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	44

第5 経理の状況	51
1. 財務諸表等	52
(1) 財務諸表	52
(2) 主な資産及び負債の内容	89
(3) その他	90
第6 提出会社の株式事務の概要	91
第7 提出会社の参考情報	92
1. 提出会社の親会社等の情報	92
2. その他の参考情報	92
第四部 株式公開情報	93
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	93
第2 第三者割当等の概況	94
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	94
2. 取得者の概況	96
3. 取得者の株式等の移動状況	97
第3 株主の状況	98
[監査報告書]	99

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	平成28年8月22日	
【会社名】	シルバーエッグ・テクノロジー株式会社	
【英訳名】	Silver Egg Technology Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 トマス・アクイナス・フォーリー	
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市江坂町一丁目23番43号	
【電話番号】	06-6386-1931	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 梅森 正芳	
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市江坂町一丁目23番43号	
【電話番号】	06-6386-1931	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 梅森 正芳	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	231,200,000円 170,000,000円 66,300,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	320,000 (注) 3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 平成28年8月22日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、平成28年8月22日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 発行数については、平成28年9月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成28年8月22日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成28年9月15日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成28年9月6日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	320,000	231,200,000	136,000,000
計（総発行株式）	320,000	231,200,000	136,000,000

（注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（850円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（850円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は272,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成28年9月16日(金) 至 平成28年9月23日(金)	未定 (注) 4	平成28年9月26日(月)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成28年9月6日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年9月15日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 平成28年9月6日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成28年9月15日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 平成28年8月22日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成28年9月15日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成28年9月27日（火）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、平成28年9月8日から平成28年9月14日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 梅田支店	大阪市北区角田町8-47

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成28年9月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	320,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、平成28年9月6日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日（平成28年9月15日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
250,240,000	5,000,000	245,240,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（850円）を基礎として算出した見込額であります。平成28年9月6日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額245,240千円及び「1 新規発行株式」の（注）5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限60,782千円については、うち19,900千円を設備投資資金に充当する予定であり、残額を運転資金に充当する予定であります。

なお、設備投資資金の内容及び充当予定期は、以下のとおりであります。

・事業及び人員の拡大に対応することを目的とした東京オフィスの移転に係る差入保証金及び内装等の設備資金として19,900千円（平成29年12月期）

また、運転資金の内容及び充当予定期は、以下のとおりであります。

- ・事業拡大に対応することを目的とした人材採用費及び人件費として185,245千円
(平成29年12月期：69,545千円、平成30年12月期：115,700千円)
- ・新規顧客の獲得を目的とした広告宣伝費として35,600千円
(平成29年12月期：12,600千円、平成30年12月期：23,000千円)
- ・顧客数の増加に対応することを目的としたサーバシステムの増強資金として29,600千円
(平成29年12月期：11,200千円、平成30年12月期：18,400千円)

また、上記使途以外の残額は、平成31年12月期以降における人件費や広告宣伝費等の将来における当社サービスの成長に寄与する支出、投資に充當する方針であります。現時点で具体的に決定している事項はありません。

なお、上記資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成28年9月15日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	200,000	170,000,000	兵庫県西宮市 トーマス・アクイナス・フォーリー 200,000株
計(総売出株式)	—	200,000	170,000,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。

2. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。
3. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（850円）で算出した見込額であります。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成28年 9月16日(金) 至 平成28年 9月23日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成28年9月15日）に決定いたします。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と平成28年9月15日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（平成28年9月27日（火））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
	ブックビルディング方式	78,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 78,000株
計(総売出株式)	—	78,000	66,300,000

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出であります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成28年9月27日から平成28年10月21日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（850円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成28年 9月16日(金) 至 平成28年 9月23日(金)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成28年9月15日）において決定する予定であります。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成28年9月27日（火））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
5. 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、平成28年9月27日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのためには、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成28年8月22日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 78,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成28年10月26日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	大阪市北区角田町8-47 株式会社三菱東京UFJ銀行 梅田支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成28年10月21日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出入であるトーマス・アクイナス・フォーリー並びに当社株主であるテクノロジーベンチャーズ2号投資事業有限責任組合、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社、株式会社オプトホールディング及び中道徹は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（平成28年12月25日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年8月22日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となります、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間であっても、その裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
営業収益 (千円)	258,699	311,474	354,046	484,478	599,495
経常利益 (千円)	13,386	18,156	3,804	58,447	74,845
当期純利益 (千円)	12,676	12,566	2,362	36,843	48,351
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000
発行済株式総数 (株)	24,129	24,129	24,129	24,129	24,129
純資産額 (千円)	153,551	166,118	168,481	205,325	253,676
総資産額 (千円)	182,168	199,522	200,306	273,051	326,948
1株当たり純資産額 (円)	6,363.79	6,884.60	6,982.53	85.09	105.13
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	525.34	520.81	97.93	15.27	20.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	84.29	83.26	84.11	75.20	77.59
自己資本利益率 (%)	8.61	7.86	1.41	19.71	21.07
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	50,592	52,217
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△2,121	△7,211
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	161,141	206,147
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	25 (1)	29 (1)	33 (2)	30 (3)	35 (3)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

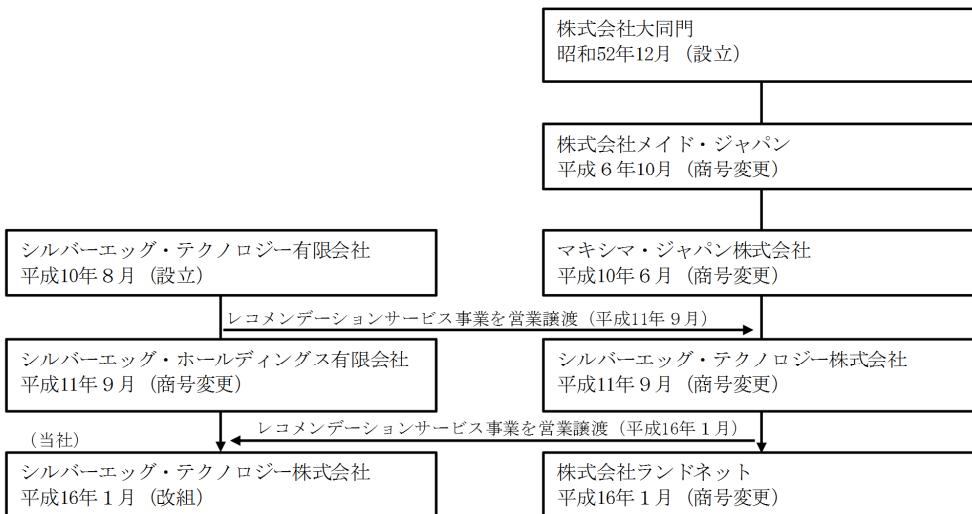
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載していません。
4. 第14期から第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。また、第17期及び第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載していません。
6. 第14期、第15期及び第16期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローならびに現金及び現金同等物の期末残高は記載していません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト含む）は、年間の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。

8. 第17期及び第18期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
- なお、第14期、第15期及び第16期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
9. 第17期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。
- 平成28年6月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 当社は、平成28年6月16日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第14期、第15期及び第16期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
1株当たり純資産額 (円)	63.64	68.85	69.83	85.09	105.13
1株当たり当期純利益金額 (円)	5.25	5.21	0.98	15.27	20.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は平成10年8月に、大阪府吹田市において、現代表取締役であるトマス・アクイナス・フォーリー及び共同創業者であるフォーリー淳子が、レコメンデーションサービスの提供を目的としてシルバーエッグ・テクノロジー有限会社を設立いたしました。その後、事業基盤の拡大・安定化のため株式会社にて事業展開をしたいと考え、平成11年9月にマキシマ・ジャパン株式会社へ営業譲渡を行い、シルバーエッグ・テクノロジー有限会社はシルバーエッグ・ホールディングス有限会社に、マキシマ・ジャパン株式会社はシルバーエッグ・テクノロジー株式会社（以降「旧シルバーエッグ・テクノロジー株式会社」）に商号変更いたしました。マキシマ・ジャパン株式会社は昭和52年12月に、外食事業を行うことを目的に株式会社大同門として設立し、その後平成6年10月に株式会社メイド・ジャパンに商号変更を行い、オンラインデータベースサービスの代理販売事業等を行っておりましたが、平成10年6月にマキシマ・ジャパン株式会社に商号変更し休眠会社としていた会社であります。その後、ソフトウェア製品の販売からASPサービスの販売へとサービスの提供方法を転換しており、新たなビジネスモデルで再出発を図ることを目的として、平成16年1月に旧シルバーエッグ・テクノロジー株式会社からシルバーエッグ・ホールディングス有限会社に営業譲渡を行い、シルバーエッグ・ホールディングス有限会社はシルバーエッグ・テクノロジー株式会社に、旧シルバーエッグ・テクノロジー株式会社は株式会社ランドネットに商号変更いたしました。なお、本書提出日現在、当社と株式会社ランドネットにおいて資本関係はございません。



平成10年8月	シルバーエッグ・テクノロジー有限会社を大阪府吹田市に設立
平成11年9月	シルバーエッグ・テクノロジー有限会社からマキシマ・ジャパン株式会社にレコメンデーションサービス事業を譲渡
平成11年9月	シルバーエッグ・テクノロジー有限会社をシルバーエッグ・ホールディングス有限会社に商号変更
平成11年9月	マキシマ・ジャパン株式会社をシルバーエッグ・テクノロジー株式会社（旧）に商号変更
平成12年11月	レコマンドソフトウェア製品「アイジェント・ワンツーワン・サーバ」の提供開始
平成15年3月	レコマンドサービス「アイジェントASPサービス」をリリース
平成16年1月	シルバーエッグ・テクノロジー株式会社（旧）からシルバーエッグ・ホールディングス有限会社にレコメンデーションサービス事業を譲渡
平成16年1月	シルバーエッグ・ホールディングス有限会社からシルバーエッグ・テクノロジー株式会社（新）に改組
平成17年11月	モバイルサイト向けレコマンドサービス「アイジェントASPサービス・モバイル版」をリリース
平成18年4月	技術開発拠点の設立目的に、オランダにSilver Egg Technology B.V.を合弁会社として設立
平成20年3月	東京オフィスを東京都港区に開設
平成20年3月	レコマンドサービス「アイジェントASPサービス・コールセンター版」をリリース
平成21年5月	東京オフィスを東京都千代田区へ移転
平成24年1月	オランダの関連会社Silver Egg Technology B.V.を100%子会社化（非連結）
平成24年6月	レコマンド広告サービス「ホットビュー」をリリース

平成24年12月	東京オフィスを東京都千代田区内で移転
平成25年3月	「アイジェントASPサービス」を「アイジェント・レコメンダー」に名称変更
平成25年7月	韓国に100%子会社Silver Egg Technology Korea（非連結）を設立
平成26年8月	リアルタイム・レコメンドメールサービス「アイジェント・レコガゾウ」をリリース
平成27年9月	韓国100%子会社Silver Egg Technology Korea（非連結）を清算
平成27年12月	大阪本社を大阪府吹田市内で移転

3 【事業の内容】

当社は、A I（人工知能）技術をベースにしたレコメンド技術（※1）及びそれをベースとしたマーケティング・サービスを提供する事業を行っております。

現在、スマートフォンといった携帯型情報デバイスの普及により、インターネットは、私たちの生活に欠かせないものとなっております。それに伴い、企業活動においても、インターネットを使ったマーケティング活動はこれまで以上に大きな重要性を占めております。このような背景の中、インターネットを利用して商業サイトを営む企業経営者の最大の課題は、いかにして多様な顧客の満足を得て、リピート需要を喚起し、売上の増加を図るかということにあります。従来のマーケティングにおいては、性別、年齢による人口統計的な分類をベースとした分析が主流でありましたが、それでは、インターネット上で刻々と変化する顧客の嗜好やニーズに対応することができず、売上に結びつけることが困難でした。そこで、より個別レベルにおける顧客の好みに応じたコンテンツ（商品や情報など）を個別顧客へ提供する手法として、レコメンデーションというマーケティング手法が注目を集めております。

この新たな手法はパーソナライゼーション（※2）の中の具体的な手法のひとつと考えられており、顧客のウェブサイト上やP O Sなどのチャネルから閲覧や購買といった顧客行動をデータとして取り込み、人工知能技術を用いて、自動的に個別顧客の次の行動を予測し提示することで、その顧客が欲している商品や情報を手間をかけずに取得し、大きな顧客満足の提供を可能にするものです。

当社は、顧客企業が自らの顧客を知り、顧客に対して最大の価値をすべてのタッチポイント（※3）においてリアルタイムで提供できるように、A I（人工知能）技術をベースに企業のマーケティングを支援する事業を行っております。

当社の主なサービスの特徴は、レコメンドエンジン「アイジェント」の活用による「リアルタイム解析」と「パーソナライズ・ターゲティング」であります。当社の主な顧客は、オンライン上で複数の商品や情報を扱うE Cサイト（※4）運営企業、ウェブサービス企業となっております。

レコメンドエンジン「アイジェント」について

当社の「アイジェント・レコメンダー」をはじめとする各種サービスには、リアルタイム解析を実現した当社独自開発のレコメンドエンジン「アイジェント」が採用されています。レコメンドエンジンは、有効な推奨をするために、可能なセールスマネージャーが個別顧客とのやり取りからその顧客の嗜好を記憶しているように、その個別顧客が過去に行った閲覧履歴や購買履歴等といった行動データを記憶し、学習することにより効果的な推奨を行います。

大量のデータがレコメンド結果を算出するために使われるため、多くのレコメンドエンジンは、日に1度ないし2度定期的なバッチ処理（※5）での解析結果をレコメンド結果として表示しています。しかしながら、これでは、発売されたばかりの新商品がおすすめとして表示されない、また在庫切れの商品があってもおすすめ表示されてしまい、購買機会の喪失を招くことがありました。当社のレコメンドエンジン「アイジェント」では、リアルタイムの解析を実現し、ユーザーが今見ているものに対する最適な商品やコンテンツの表示を可能にしました。

当社の事業は、レコメンデーションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略をしておりますが、当社が提供している主なサービスの概要は以下の通りであります。

「アイジェント・レコメンダー」

人工知能と高等数学を組み合わせた当社独自開発のロジックによるリアルタイム・レコメンドサービスであり、当社の主力サービスであります。サイトに訪れるユーザーの行動データを「リアルタイム」に取得・解析して、その時点における各ユーザーの嗜好に合わせたおすすめ商品やコンテンツを顧客のサイトやアプリ内といった様々なタッチポイントで表示することができるサービスであります。また、独自のリアルタイム・ユーザー動線分析技術により、単純な商品軸のレコメンデーションより、より一人ひとりの嗜好に合わせたレコメンデーションが可能になっております。

当社の提供する管理画面とリリース後のレポートサービスにより、費用対効果を明確にすることができます。また、成果報酬型料金体系を主にしており、当該料金体系では顧客企業は本サービスから成果が上がった部分に対してのみ料金を支払うため、導入しやすく顧客の増加につながっております。成果報酬型料金体系の他にも、顧客企業の様々なニーズにこたえるために、ページの表示回数に応じたP Vベース型料金体系も用意しております。

「アイジェント・レコメンダー」の特長：

- ・機械学習技術をベースにしたアルゴリズム（※6）
- ・レコメンドデータのリアルタイム生成
- ・スケーラビリティ（※7）への対応

- ・きめ細やかな導入後サポート
- ・多様なウェブサイトに合わせた設定が可能なレコメンドタイプ

「レコガゾウ」

アイジェント・レコメンダーのオプションサービスでもあるリアルタイム・レコメンドメールサービス「レコガゾウ」は、配信するHTMLメール（※8）内にタグ（※9）を設置することで、ユーザーがメールを開封した時点で、そのユーザーの嗜好にマッチしたレコメンド結果をリアルタイムで抽出して表示することができるサービスであります。従来のレコメンドメールでは、あらかじめレコメンドエンジン側で抽出したレコメンド結果をメール配信システムに連携させるシステムを作る必要があるために導入ハードルが高いものになっており、またそのためリアルタイムの配信ができずに、レコメンドメールで表示した時点では在庫切れであったというような「タイムラグ」も課題となっていました。「レコガゾウ」では、これらの「導入ハードルの高さ」と「タイムラグ」などの問題を解消し、より簡単に、よりリアルタイム性の高いレコメンドメールを実現するものであります。

本サービスの基本的な課金体系は、配信リクエスト数に応じた従量課金体系であります。

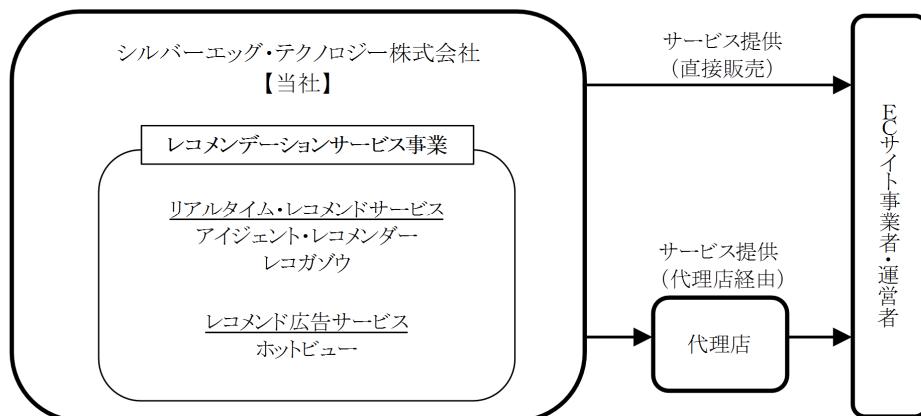
「ホットビュー」

アイジェント・レコメンダーに使用されているレコメンドエンジンを使用したレコメンド広告サービスであります。通常のディスプレイ広告では誰にでも同じ広告が表示されますが、レコメンド広告では、広告を見ているユーザーのニーズに合致するであろう商品が広告として動的に表示されます。これにより、サイト運営者としては、自社のサイトに興味を持つであろうユーザーを自社サイトにより効果的に誘導することができ、その結果、購入や問い合わせ、資料請求などの購買につながる行動をより効果的に誘導できると考えております。

本サービスは、他社のDSP（※10）サービスと連携して利用することができます。個別ユーザーの嗜好に合わせたレコメンド広告バナーを生成できる機能とDSPサービスのもつターゲティング機能を組み合わせ、さらに効果的にインターネット広告によるターゲティングの精度を高めることができます。

本サービスの課金体系は、成果報酬型料金体系のほか、広告リクエスト数に応じた従量課金方式があります。

[事業系統図]



※1 レコメンド技術

オンラインショップなどで、利用者の好みにあった物品やサービスを推薦するための技術・手法。ショップの利用者の購入履歴や行動履歴等の情報を分析し、適切な物品やサービスを絞り込んで推薦し、売り上げを高めるのがねらい。

※2 パーソナライゼーション

顧客のウェブ閲覧行動、購買行動などの情報を基に、その顧客に最適な情報を提供すること。またはその技術。

※3 タッチポイント

企業やブランドと顧客とのすべての接点のこと。企業やブランドについて顧客に何らかの印象が残るあらゆる接点が当てはまる。従業員のみでなくウェブサイト、スマートフォン、コールセンター、タブレット、広告など顧客がブランドに接するメディアも含まれる。

※4 E Cサイト

インターネット上で商品等を販売するウェブサイト。

※5 バッチ処理

一定期間(もしくは一定量)データを集め、まとめて一括処理を行う処理方式。

※6 アルゴリズム

求める解を導き出すための処理手順のこと。数学的には「算法」「数学モデル」と訳される。ソフトウェアのプログラムは、プログラミング言語で記述されたアルゴリズムのひとつである。

※7 スケーラビリティ

拡張性のこと。コンピュータ等システムの規模や能力を、状況や要求に応じて柔軟に対応できる適応力のことを目指す。

※8 HTMLメール

HTML (HyperText Markup Language) は、ウェブページの記述やレイアウトに用いられるマークアップ言語をいい、HTMLメールとは、電子メールの本文をHTMLで記述したものを指す。マークアップ言語とは、文書の一部を「タグ」と呼ばれる特別な文字列で囲うことにより、文章の構造や、修飾情報を、文章中に記述していく記述言語をいう。

※9 タグ

コンピュータで扱う文書（テキストデータ）中に埋め込む特殊な記号や文字列のこと。デザイン、レイアウト、論理構造、意味を記述する。主にHTMLやXMLといったマークアップ言語で用いられる。

※10 D S P

デマンドサイドプラットフォーム (Demand-Side Platform) の略。オンライン広告において、広告主（購入者）側の広告効果の最大化を支援するツールのこと。広告枠の買い付けや配信、クリエイティブ分析（広告の認知・表現要素等の分析）までを自動で行い、最適化を行う。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年7月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
38	36.1	2年2ヶ月	5,569,890

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は、「レコメンデーションサービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第18期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策並びに金融緩和政策等により、企業収益や雇用環境の改善が見られ、緩やかな回復基調で推移いたしました。

しかしながら、円安による個人消費の回復は予想外に鈍く、原油価格の下落や新興国経済の減速懸念等予断を許さない状況が続きました。

当社の事業が関連するBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は、平成26年に12.8兆円（前年比14.6%増）、平成27年には14.5兆円まで拡大が見込まれる等引き続き堅調な成長が続いております（経済産業省、株式会社野村総合研究所調べ）。

このような状況の中、当社は「AI（人工知能）クラウド型サービスで、あらゆるタッチポイントにおけるリアルタイム・パーソナライゼーションの実現」をミッションに掲げ、ECサイト運営企業、ウェブサービス企業向けに、AI（人工知能）を用いたマーケティング支援ツールである「リアルタイム・レコメンドサービス」を提供してまいりました。

EC市場の拡大を受け、営業強化及びシステムバージョンアップによる性能向上に注力し、アパレル、人材、家電等幅広い業界の新規顧客の獲得及び既存顧客からのコミッショニング売上増加につながりました。

また、事業拡大並びに管理体制の強化を図るため、コア人材の積極採用による人員増強を図り、平成27年12月には本社移転を行い、職場環境向上にも努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は、599,495千円（前年同期比23.7%増）、営業利益74,812千円（前年同期比28.1%増）、経常利益74,845千円（前年同期比28.1%増）、当期純利益48,351千円（前年同期比31.2%増）となりました。

なお、当社は、レコメンデーションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関する記載を行っておりません。

第19期第2四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、緩やかな回復に向かうことが期待されております。しかしながら、海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされ、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する状況が続いております。

一方で、当社の事業が関連するBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は、平成26年には12.8兆円（前年比14.6%増）、平成27年には13.8兆円（前年比7.6%増）となり、以降も拡大が見込まれ引き続き堅調な成長が続いております（経済産業省調べ）。

このような状況の中、当社は「AI（人工知能）クラウド型サービスで、あらゆるタッチポイントにおけるリアルタイム・パーソナライゼーションの実現」をミッションに掲げ、ECサイト運営企業、ウェブサービス企業向けに、AI（人工知能）を用いたマーケティング支援ツールである「リアルタイム・レコメンド・サービス」を提供してまいりました。

EC市場の拡大を受け、営業強化及びシステムバージョンアップによる性能向上に注力し、アパレル、人材、家電等幅広い業界の新規顧客の獲得及び既存顧客からのコミッショニング売上増加につながりました。

また、事業拡大及び管理体制の強化を図るため、コア人材の積極採用による人員増強を行い、展示会に出展するなど、新たな顧客の獲得に努めてまいりました。

この結果、当第2四半期累計期間の業績は、営業収益342,677千円、営業利益60,535千円、経常利益60,555千円、四半期純利益39,424千円となりました。

なお、当社は、レコメンデーションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関する記載を行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第18期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度に比べ45,005千円増加し、206,147千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は、52,217千円（前事業年度は50,592千円の収入）となりました。

これは主に、税引前当期純利益の計上額71,915千円、法人税等の支払額29,717千円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果使用した資金は、7,211千円（前事業年度は2,121千円の支出）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出3,015千円、差入保証金の差入による支出5,299千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、増加・減少ともにありません。（前事業年度も増加・減少なし）

第19期第2四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ16,988千円増加し、223,136千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における営業活動の結果得られた資金は、24,422千円となりました。

これは主に、税引前四半期純利益の計上額60,555千円、売上債権の増加額12,070千円、未払金の減少額6,199千円、法人税等の支払額14,357千円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における投資活動の結果使用した資金は、7,433千円となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出7,433千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、増加・減少ともにありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第18期事業年度及び第19期第2四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。

サービスの名称	第18期事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		第19期第2四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
レコメンデーションサービス事業	597,205	126.2	342,677
その他	2,290	20.2	—
合計	599,495	123.7	342,677

- (注) 1. 当社の事業セグメントは、レコメンデーションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をいたしておりません。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 主要な販売先については、相手先別販売実績の総販売実績に対する割合がいずれも100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社は、「あらゆるところにレコメンデーション」をスローガンに、消費者がどこにいてもベストなものをベストなタイミングで個別消費者の嗜好にあった商品やサービスを探すために、当社の持つレコメンデーション技術とサービスをインターネット事業者に提供しております。そのために、パフォーマンスの高いサービスを開発・提供し、顧客からの信頼を向上させ、収益基盤をより強化する必要があると認識しております。この目的を達成するために、当社は、以下の7点を主な経営の課題として認識しております。

(1)既存事業の収益の拡大

当社は、レコメンデーションサービス事業を主力の事業としておりますが、この事業の安定的・継続的な発展が収益基盤の基礎として必要不可欠なものであると考えております。そのためにも継続的なユーザビリティの改善、安定的なサービス提供が必須であります。今後も、消費者がどこにいてもベストなものをベストなタイミングで個別消費者の嗜好にあった商品やサービスを探すことができるようなレコメンデーションサービスを提供し、更に信頼性を高め既存事業の収益基盤の拡大を行ってまいります。

(2)レコメンデーション技術を活用した新商品及びサービス開発による収益基盤の拡大

当社は、急激な事業環境の変化に対応し、更なる収益の拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、新規及び既存顧客との連携を深め潜在需要をいち早く読み取り、レコメンデーション技術を活用した新商品及びサービス開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を行ってまいります。

(3)グローバル展開への対応

当社は、今後の収益拡大を目指す上で、グローバルな事業展開が必要不可欠と考えております。当社の既存顧客の中には、海外に進出している企業が多く、すでに海外でもレコメンデーションサービスを利用いただいております。海外の新規顧客を獲得し、収益拡大を目指すためにグローバルな事業展開を行うことを検討してまいります。

(4)システムの安定性の確保

当社は、インターネットを通じてサービスを提供することを主な事業としており、安定的なサービス提供を確保するにはサービス提供に係るシステムの安定的な稼働が重要であると認識しております。このため、データセンターにおけるサーバの稼働状況を常時監視しておりますが、引き続き、更なるシステム管理やシステム基盤の強化に努めてまいります。

(5)技術革新への対応

当社は、新たなインターネット端末等の技術革新に対して適時に対応を進めることができ、事業展開上重要な要素であると認識しております。当社としましては、業界内の主要ベンダーや技術コミュニティから発せられる最新情報を定期的に入手し、自社製品に迅速に反映することでサービスの先進性や安定性を確保していく方針であります。

(6)人材の確保

当社が、今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。特にテクニカル営業、テクニカル・コンサルタントやエンジニアといった技術系スタッフの採用においては、他社との獲得競争が激しさを増し、今後も安定した人材確保には厳しい状況が続くものと思われます。当社としましては、採用における競争力の強化を図るとともに、魅力のある職場環境を構築し、社員の能力やモチベーション向上に資するため、研修制度の強化、福利厚生の充実、人事制度の整備・運用を進めてまいります。

(7)内部管理体制の強化

当社は、更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。

当社としましては、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を与える可能性のあるリスク要因には、以下のようなものがあります。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えられます。

なお、文中の将来に関する事項は、別段の表示がない限り、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に係るリスクについて

① インターネット市場における業界環境の変化、技術革新について

当社はインターネット上でECサイトの運営やウェブサービスの提供を行う企業に対してサービスを提供しております。近年、インターネットのEC市場規模は急速に拡大しており、当社の業績も拡大傾向にあるものと認識しております（経済産業省調べ）。しかしながら、今後インターネットの普及に伴う環境整備やその利用に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因等により、インターネット市場における業界環境が変化する可能性があります。また、インターネット関連分野における技術革新は著しく進展しており、技術革新によるスマートフォンやタブレットの急速な普及のようにユーザーの利用環境が変化する事も予想されます。当社がこのような環境変化や技術革新への対応に時間を要した場合には、競争力の低下を招き、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② アドテクノロジー業界について

当社がレコメンド広告サービスを展開するアドテクノロジー業界は参入企業が多く、広告の表示方法や販売手法など広告の効果を向上させるための様々な取り組みや技術の導入が行われております。当社も配信システムの改善、新たな機能の追加などを行うことにより、競争力の維持・強化に努めております。しかしながら、新たな手法や新たな技術が出現した場合、当社が提供している広告配信システムの競争力が著しく低下することにより、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 法的規制について

現時点において、当社の主力事業であるリアルタイム・レコメンドサービスに関連して、事業継続に重要な影響を及ぼす法的規制はないものと認識しております。しかし、インターネットの利用者及び事業者を規制対象とする法令、行政指導、その他の規制等が制定された場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、当社のリアルタイム・レコメンドサービスに使用している成果のトラッキング及び不正行為防止のために使用している技術（クッキーの使用等）が規制、制限された場合には、代替手段の開発に多額の投資が必要となり、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④ 有害コンテンツを含む顧客サイト及び広告に対する規制について

当社が運営しているリアルタイム・レコメンドサービス及びレコメンド広告サービスは、規約等により独自の基準を設けており、法令や公序良俗に反する広告及び掲載されているコンテンツを排除するよう規制並びに管理をしており、各々のサービスの申込時に、レコメンドが表示される顧客のウェブサイト及び広告主が掲載希望するバナー広告について、有害コンテンツを含むサイト及び広告でないかについて確認を行っております。また、申込み時だけでなくその後も当社の社員がウェブサイトにおけるレコメンドの表示状況のモニターを行っております。モニターにおいては、「特定商取引に関する法律」等を念頭におき、当社の基準に反するコンテンツ等が存在している場合は、顧客及び広告主に対して警告を行い、従わない場合は契約の解除等の対策を行っております。しかしながら、顧客及び広告主によって法令や公序良俗に反する広告や商品・サービスの提供、コンテンツの掲載が継続された場合には、当社の信用が低下し、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、レコメンド広告サービスについては、申し込みの段階で有害コンテンツを含む広告はない旨を顧客に表明保証していただいております。しかしながら、当社において全てのリンク先サイトのモニターまでを行うことができず、有害コンテンツが掲載されたことにより、当社の信用が低下し、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 競合サービスについて

当社は、インターネットEC市場を主たる事業領域としておりますが、当該分野においては、多くの企業が事業展開していることもあります、競合サービスが増加する可能性があります。今後、十分な差別化や機能向上等が行

えなかった場合や、新規参入等により競争が激化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ スマートフォン分野への事業展開について

今後はスマートフォンの利用が活発化するものと見込まれております。当社としてもPC向けサービスのスマートフォン対応を進めておりますが、インターネットのスマートフォンでの利用が大きく拡大した場合、PCからのサービス利用と同等の利用者数や利用時間を獲得できない可能性があります。その場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業運営体制に係るリスクについて

① 特定人物への依存及び人材確保に係るリスクについて

当社では、事業拡大に伴って優秀な人材の確保とその育成は重要な課題となっており、人材採用と人材育成に関する各種施策を継続的に講じております。しかしながら、十分な人材確保が困難になった場合や、人材が外部に流出した場合には、当社の業務に支障をきたすおそれがあります。また当社では、代表取締役の専門的な知識、技術、経験に依存している面があります。このため当社では、特定の人物に過度に依存しない体制を構築すべく経営組織及び技術スタッフの強化を図っておりますが、これらの役職員が何らかの理由で退任、退職し、後任者の採用が困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 内部管理体制について

当社は、今後の事業展開や成長を支えるためにも内部管理体制のより一層の充実を図っていく予定であります。今後、事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も充実・強化させていく方針ではありますが、事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織的な対応ができなかった場合、事業展開に影響が出るなどして、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ オペレーションリスクについて

当社の各サービスでは、顧客企業の商品マスタや物件情報等を日々取り扱っており、煩雑で件数も膨大になります。それに付随する、オペレーション上のリスクが発生する可能性があります。当社では、リスクの軽減を図るために、システムでの管理により、業務基盤の整備を進めておりますが、事務処理における事故・不正等が起きた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 情報セキュリティ管理について

当社は、リアルタイム・レコメンドサービス及びレコメンド広告サービスの提供にあたり会員情報や銀行口座の情報等の個人情報を取得及び利用しておりません。そのため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務は課されておりませんが、取引データの管理や、社内における顧客企業等の情報及び個人情報についてもその取扱いには細心の注意を払い、法令を遵守するほか入退室管理、ハードウェアやネットワーク管理について最大限の取組みを行っております。しかしながら、以上のような当社の努力にもかかわらず、万一、外部からの不正アクセスなどにより情報の外部流出等が発生した場合には、当社への損害賠償の請求や当社の社会的信用の失墜等によって、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 知的財産権について

当社は、当社の提供するサービスの基礎をなす技術やビジネスモデルについて、特許権を出願し取得するとともに、各種の商標を登録しております。しかし、現時点で権利取得に至っていない権利について、今後これらの権利を取得できるという確実性はありません。また、特許申請の必要性について社内で検討し、顧問弁護士や弁理士と連携の上、速やかに特許申請を行う体制を構築しておりますが、特許申請をしない方が競争優位に立てる判断した場合は特許申請を行わない場合もあります。慎重に判断を行い権利保護に努めておりますが、他社による模倣を効果的に防ぐことができない可能性もあります。一方で、当社の事業分野において、国内外の各種事業者等が特許その他の知的財産権を取得した場合、その内容次第では、当社に対する訴訟やクレーム等が発生し、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、当社では、第三者に対する知的財産権を侵害するがないように常に注意を払い事業活動を行っておりますが、当社の事業分野における知的財産権の現状を完全に把握することは困難であり、万一当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償又は使用差止めなどの請求を受ける可能性があります。これらの事態が発生した場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 設備及びネットワークの安定性について

インターネットは重要な社会基盤として社会全般に浸透しており、そのネットワークは継続的に拡大を続けております。そのため、当社の設備及びネットワークは24時間稼動、年中無休での運用が求められております。当社は、リアルタイム・レコメンドサービス及びレコメンド広告サービスを提供し、また成果の集計管理をシステムを通じて提供しております。システムに支障が生じることは、サービス全般の停止を意味するため、設備及びネットワークの監視や冗長化、定期的なデータのバックアップなど、障害の発生防止に努めております。しかしながら、地震、火事などの災害のほか、コンピュータウイルスやハッカーなどの行為、ハードウェア・ソフトウェアの不具合、人為的ミスによるもの、その他予期せぬ重大な事象の発生により、万一、当社の設備又はネットワークが利用できなくなった場合には、サービス停止に伴う信用の低下を引き起こし、顧客の解約はもちろん今後の新規顧客の獲得に影響が生じることが考えられ、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 成果報酬型の料金体系について

リアルタイム・レコメンドサービスの「アイジェント・レコメンダー」において、既存顧客の多くが成果報酬型の料金体系を適用しております。このため、税制改正や冷夏・暖冬等の一般的に消費者の購買意欲が低下するような事象が起きた場合、当社が高い精度のレコメンド表示に努めたとしても、顧客のサイトの売れ行きがその影響を受け、成果報酬であるため当社業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、顧客の望む成果を出せなかった場合、顧客の解約はもちろん今後の新規顧客の獲得に影響が生じることが考えられ、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、レコメンド広告サービスの「ホットビュー」において、顧客企業と契約した成果に達するまでは、顧客企業から得られる収益よりも当社が買い付ける広告枠費が多くなるという現象が発生するケースがあります。広告枠費については、当社でも日々管理をしているものの、その結果として損失が発生し、損失が膨らむと、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 新たな事業展開について

当社は今後、更なる収益拡大を図るため、既存事業の周辺領域での新たな事業展開や海外における新規顧客獲得についても取り組んで参りたいと考えておりますが、先行投資として人件費等の追加的な支出が発生する場合や、これまで想定していない新たなリスクが発生する等、当社の想定通りに進捗せず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他

① 資金使途について

今回の新規株式公開において当社が計画している公募増資による調達資金の使途については、業容拡大に応じて急務となっている優秀な人材の確保のため、当該人材獲得の費用及び人件費への投資に充てるとともに、当社プランディング強化のための広告宣伝活動への投資に充当してまいります。また、当社が展開するサービスの通信量及び取り扱うデータ量の増加に対応するためのサーバ等インフラ構築及び強化、並びに人員増加に合わせたオフィス移転等事業環境整備のための投資に充当する予定であります。しかしながら、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定どおりの投資効果を得られない可能性があります。

② 配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しております、事業基盤の整備状況、今後の事業展開、業績や財政状態などを総合的に勘案したうえ、配当を検討していくかと考えております。これからしばらくの期間については、既存事業領域はもちろんのこと、更にその周辺領域においても魅力的な事業機会が存在する、又は新たに発見できると考えており、当面は更なる成長に向けたサービスの拡充、組織の構築などに投資を行うことが株主価値の最大化に資すると考え、その原資となる内部留保の充実を基本方針とする考えであります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第18期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当社では、インターネットサービスのパーソナライズ化を実現するための技術を研究開発しております。専門分野としては、機械学習技術をリアルタイムにビッグデータに応用することをベースとしたレコメンドシステムであり、研究分野としては、情報検索、最適化、協調フィルタリング、自然言語処理、画像認識・処理等を対象としております。当社のサービスをサポートするためのウェブとモバイル領域におけるビッグデータ分析、クラウド技術、堅牢性の高い分散アーキテクチャといったエンジニアリング技術の研究開発を継続的に行い、またオープンソースソフトウェアも積極的に活用した結果、研究開発費として、11,946千円を計上しております。

なお、当社は、レコメンデーションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に連付けた記載を行っておりません。

第19期第2四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

当第2四半期累計期間における研究開発活動の金額は、5,965千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第18期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(資産)

当事業年度末における資産は、前事業年度末に比べ53,897千円増加し326,948千円となりました。その主な要因は現金及び預金の増加45,005千円、売掛金の増加9,554千円、建物の増加1,555千円、差入保証金の増加4,424千円、工具、器具及び備品の減少4,522千円、関係会社株式の減少3,074千円によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べ5,545千円増加し73,271千円となりました。その主な要因は未払金の増加9,785千円、未払費用の増加3,732千円、未払法人税等の減少5,819千円、繰延税金負債の減少747千円によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は前事業年度末に比べ48,351千円増加し、253,676千円となりました。その主な要因は、当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加48,351千円によるものであります。

第19期第2四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

(資産)

当第2四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ39,250千円増加し、366,198千円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加16,988千円、売掛金の増加12,070千円、流動資産「その他」に含まれる前払費用の増加4,820千円、有形固定資産の増加5,122千円によるものであります。

(負債)

当第2四半期会計期間末の負債は、前事業年度末に比べ174千円減少し、73,097千円となりました。主な要因は、未払金の減少6,199千円、未払法人税等の増加8,023千円、流動負債「その他」に含まれる未払消費税等の減少1,826千円によるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ39,424千円増加し、293,101千円となりました。主な要因は、四半期純利益39,424千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第18期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(営業収益)

当事業年度の営業収益は599,495千円となり、前年同期と比べ115,016千円増加しました。これは事業拡大に伴う売上の増加によるものであります。

(営業利益)

当事業年度の営業費用は524,683千円となり、前年同期と比べ98,612千円増加しました。これは主に、事業規模の拡大に伴う人件費、サーバ増設費、広告枠購入等経費増加によるものであります。

この結果、営業利益74,812千円となり、前年同期と比べ16,404千円増加しました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

当事業年度の営業外収益は33千円となり、これは受取利息によるものであります。営業外費用の計上はありませんでした。

この結果、経常利益は74,845千円となり、前年同期と比べ16,398千円増加しました。

(特別利益、特別損失及び当期純利益)

当事業年度の特別利益の計上はなく、特別損失は2,929千円となり、これは主に、関係会社株式評価損1,425千円、関係会社清算損1,215千円であります。また、法人税等合計（法人税等調整額を含む）は23,564千円となり、これらの結果、当期純利益は48,351千円となり、前年同期と比べ11,508千円増加しました。

第19期第2四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

(営業収益)

当第2四半期累計期間の経営成績は、EC市場の拡大を受け、営業強化に注力した結果、新規顧客の獲得に加え、既存顧客からのコミッショナシヨン売上増加につながりました。この結果、当第2四半期累計期間の営業収益は342,677千円となりました。

(営業利益)

当第2四半期累計期間の営業費用は282,141千円となりました。主な要因は、給与及び手当102,808千円、支払手数料66,565千円によるものであります。結果として、営業利益は60,535千円となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

当第2四半期累計期間の営業外収益は20千円となりました。主な要因は、受取利息20千円によるものであります。営業外費用の計上はありませんでした。結果として、経常利益は60,555千円となりました。

(特別利益、特別損失及び当期純利益)

当第2四半期累計期間の特別利益及び特別損失の計上はありませんでした。また、法人税等合計（法人税等調整額を含む）は21,131千円となりました。結果として、四半期純利益は39,424千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、「4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、組織体制、法的規制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は、「3 対処すべき課題」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するため、経営者は、常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第18期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は3,015千円であり、その主な内容は、本社移転に伴う電源・内装等工事及びソフトウェア（自社利用分）の取得であります。

なお、当社の事業はレコメンデーションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

第19期第2四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は7,433千円であり、その主な内容は、本社移転に伴う設備造作及び備品の取得であります。

なお、当社の事業はレコメンデーションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

平成27年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	車両運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (大阪府吹田市)	本社事務所	1,804	0	235	2,039	17
東京オフィス (東京都千代田区)	東京事務所	602	—	172	775	18
大阪データセンター (大阪府大阪市)	サーバ機器	—	—	0	0	—
東京データセンター (東京都品川区)	サーバ機器	—	—	5,028	5,028	—

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員数であります。本社事務所の年間賃借料は3,486千円、東京事務所の年間賃借料は6,358千円であります。
3. 当社の事業セグメントは、レコメンデーションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (平成28年7月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
東京オフィス (東京都千代田区)	事務所	19,900	—	増資資金	平成29年 1月	平成29年 12月	(注) 2.

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 投資予定額の19,900千円は差入保証金相当額を含んでおります。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

(注) 平成28年5月17日開催の取締役会決議により、平成28年6月16日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は7,920,000株増加し、8,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,412,900	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,412,900	—	—

(注) 1. 平成28年5月17日開催の取締役会決議により、平成28年6月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は2,388,771株増加し、2,412,900株となっております。

2. 平成28年6月15日開催の臨時株主総会決議により、平成28年6月16日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第1回新株予約権) 平成26年12月24日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数 (個)	900	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	900 (注) 1	90,000 (注) 1.4.
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	50,000 (注) 2	500 (注) 2.4.
新株予約権の行使期間	自 平成28年12月25日 至 平成36年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 500 資本組入額 250 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日以降に、下記の各事由が生じたときは、以下の各算式により調整された行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げるものとする。

- ①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times \frac{1}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}$$

- ②当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人による新株予約権の相続は認めない。
- ②新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場し、上場した日より3ヶ月が経過するまでは行使することができない。
- ④その他の行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 平成28年5月17日開催の取締役会決議により、平成28年6月16日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(第2回新株予約権) 平成27年11月12日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	700	500(注)6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	700(注)1	50,000(注)1.5.6.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	52,500(注)2	525(注)2.5.
新株予約権の行使期間	自 平成29年12月2日 至 平成36年12月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 52,500 資本組入額 26,250	発行価格 525 資本組入額 263 同左(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日以降に、下記の各事由が生じたときは、以下の各算式により調整された行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げるものとする。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合

$$\begin{aligned} &\text{既発行} \quad \text{調整前} \quad \text{新規発行} \quad 1 \text{株当たり} \\ \text{調整後} &= \frac{\text{株式数} \times \text{行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} + \frac{\text{新規発行}}{\text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が死亡した場合、相続人による新株予約権の相続は認めない。
- ②新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場し、上場した日より3ヶ月が経過するまでは行使することができない。
- ④その他の行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、第2回新株予約権割当契約書別紙第2回新株予約権発行要領に記載の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。
- ただし、当該条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
5. 平成28年5月17日開催の取締役会決議により、平成28年6月16日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成28年6月16日 (注)	2,388,771	2,412,900	—	78,000	—	62,763

(注) 株式分割（1：100）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年7月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	2	—	—	3	5	
所有株式数 (単元)	—	—	—	1,906	—	—	22,223	24,129	
所有株式数の割 合（%）	—	—	—	7.9	—	—	92.1	100	

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成28年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,412,900	24,129	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,412,900	—	—
総株主の議決権	—	24,129	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成26年12月24日臨時株主総会決議）

当社取締役及び当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成26年12月24日臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年12月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1名 当社従業員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2. 付与対象者の退職により本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、当社従業員9名となっております。

第2回新株予約権（平成27年11月12日臨時株主総会決議）

当社取締役及び当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成27年11月12日臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成27年11月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名 当社従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2. 付与対象者の退職により本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、当社従業員5名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、業容拡大と財務基盤の強化のために内部留保を確保しながら、経営成績や財務状況を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な利益配分を実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、現在当社は成長過程であるとの認識から、内部留保の充実を図ってきたため設立以来配当は実施しておりません。

今後につきましては、利益水準、財務状況、内部留保とのバランス等総合的に勘案し検討してまいりますが、配当実施時期や回数につきましては現在未定であります。内部留保資金につきましては、今後予想される事業環境の変化に対応すべく、サービス開発体制の強化、社内インフラ強化、さらにはグローバル戦略の展開を図るために有効活用してまいりたいと考えております。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本的な方針とし、決定機関は株主総会であります。また、機動的な資本政策や配当政策を行うため会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、決定機関は取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 7 名、女性 1 名（役員のうち女性の比率は 1%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	トマス・ アクイナス・ フォーリー	昭和36年8月12日生	昭和60年5月 Digital Equipment Corporation入社 平成8年10月 ジェンシム・ジャパン株式会社 社長就任 平成10年8月 シルバーエッグ・テクノロジー有限会社（シルバーエッグ・ホールディングス有限公司）設立 CEO就任 平成11年1月 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 代表取締役会長 兼 CEO就任 平成13年9月 代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	1,975,400
取締役	セールスマーケティング部長	斎藤 修	昭和43年12月14日生	平成4年4月 三菱化学株式会社入社 平成13年8月 ソフトバンク・ブロードメディア株式会社入社 クラビット株式会社（兼務出向） 平成17年9月 同社（クラビット株式会社）CDN事業部 営業部長 平成19年1月 Onion Networks株式会社入社 営業企画部長 平成20年6月 同社サービス統括本部長 平成21年9月 シーディーネットワークス・ジャパン入社 CDN営業部長 平成22年11月 当社入社 平成25年1月 セールス部 部長 平成25年6月 レコメンデーションサービス事業部長 平成25年9月 取締役就任（現任） 平成27年4月 セールスマーケティング部長（現任）	(注) 3	—
取締役	管理部長	梅森 正芳	昭和44年3月9日生	平成3年4月 株式会社シャルレ入社 平成14年6月 株式会社ソフトウェア・サービス入社 平成19年5月 同社経営企画ユニット次長 平成21年3月 日本PCサービス株式会社入社 経営企画室長 平成21年5月 同社 取締役管理本部長 平成25年11月 ギークス株式会社入社 執行役員管理本部長 平成27年2月 当社入社 管理部長 平成27年3月 取締役管理部長就任（現任）	(注) 3	—
取締役	—	葭田 徹	昭和42年5月25日生	平成2年4月 株式会社野村総合研究所入社 平成13年4月 同社上級専門職（テクニカルエンジニア） 平成20年10月 夢の街創造委員会株式会社入社 システム部門シニアマネージャー 平成20年11月 同社専務取締役CIO就任 平成22年7月 同社代表取締役社長 平成24年11月 同社代表取締役社長退任 平成27年3月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	村上 富造	昭和21年4月29日生	昭和46年2月 株式会社デサント入社 昭和62年2月 ローランド株式会社入社 平成2年4月 同社経理部長 平成10年4月 同社情報システム部長 平成15年8月 株式会社ソフトウェア・サービス入社 常勤監査役就任 平成22年7月 同社顧問就任 平成27年3月 当社常勤監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	—	橋本 芳則	昭和47年1月12日生	平成7年4月 西日本旅客鉄道株式会社入社 平成14年10月 はばたき総合法律事務所入所 平成23年9月 金子・中・橋本法律事務所パートナー就任（現任） 平成27年3月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	—	津田 和義	昭和41年1月13日生	平成2年10月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入社 平成10年10月 株式会社稻田商会入社 取締役就任 平成12年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 平成15年8月 株式会社エム・エム・ティ一入社 取締役就任 平成20年3月 株式会社ブレイントラスト設立 代表取締役就任（現任） 平成20年8月 ヒロセ通商株式会社 監査役就任 平成22年9月 アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社 監査役就任（現任） 平成27年3月 当社監査役就任（現任） 平成28年6月 ヒロセ通商株式会社 取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 4	—
計						1,975,400

- (注) 1. 取締役 葛田徹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 村上富造氏、橋本芳則氏及び津田和義氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成28年6月15日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成29年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成28年6月15日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成31年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主及び取引先、従業員等をはじめとするステークホルダー（利害関係者）からの信頼を得るため持続的に企業価値を高めるべく、経営の健全性並びに透明性の確保に努めています。また、コンプライアンス（法令遵守）の徹底により最適な経営管理体制を構築するためにも、当社はコーポレート・ガバナンスの強化を最重要項目の一つとして位置付けております。

①企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、会社の機関として取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、任意の機関として、ストラテジーミーティング（経営会議）を設置しております。

a. 取締役会

取締役会は4名の取締役で構成され、うち1名が会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。毎月開催される定期取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定及び業務執行の監督を行っております。また、迅速な意思決定が必要となる事項が生じた場合には、定款に定めております書面又は電磁的記録により経営の意思決定を行っております。

b. 監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は3名の監査役で構成され、全員が社外監査役であり、1名が常勤監査役であります。非常勤監査役は、弁護士及び公認会計士であり、それぞれの専門的見地から経営監視を実施しております。監査役会は、原則として1ヶ月に1回開催しております。

常勤監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務遂行について厳正な監視を行うとともに、積極的に意見を述べており、意思決定の過程や取締役の業務執行状況について確認ができる運営体制となっております。

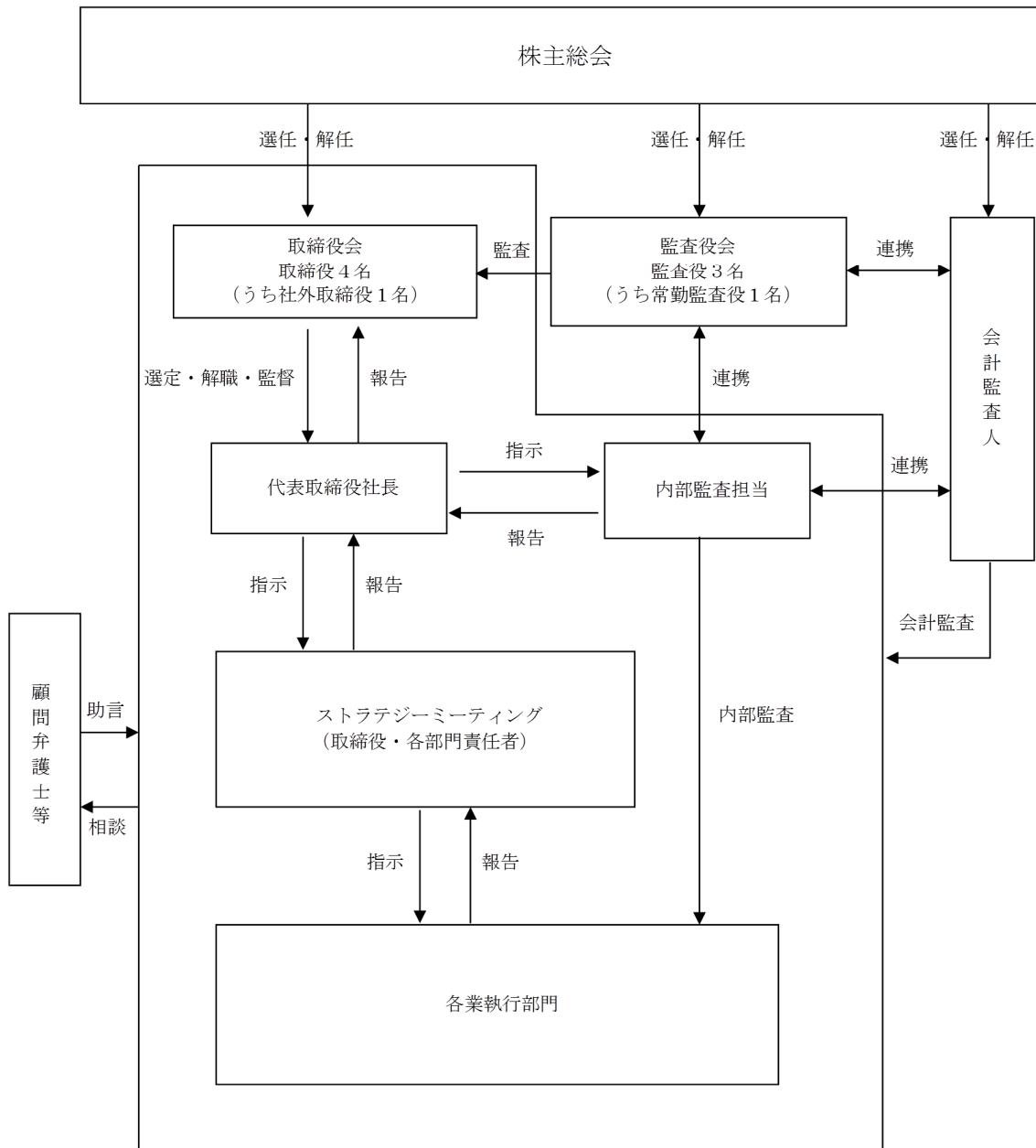
c. 会計監査人

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております、適宜監査が実施されています。

d. ストラテジーミーティング（経営会議）

ストラテジーミーティングは、常勤役員及び各部門長のほか、代表取締役が必要に応じて指名する管理職が参加し、原則週1回開催しております。ストラテジーミーティングにおいては、必要に応じて取締役会付議事項の協議や各部門からの業務執行状況及び週次業績報告と審議が行われております。また、重要事項の指示・伝達等認識の統一を図る機関として機能しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると、次のとおりであります。



ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社の現在の事業規模、事業内容等を勘案し、現行の体制が最も効率的、効果的に経営監視機能を実現でき、迅速かつ適切に経営上の意思決定や業務執行を行うことができる体制であると考えているためであります。

ハ. 内部統制システムの整備状況

a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催している。
- ・取締役は、取締役会及び情報の共有を推進することにより、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
- ・監査役は監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務執行の監査を行っている。
- ・当社は、代表取締役社長をコンプライアンスリスク全体に関する総括責任者として、「リスク管理規程」に基づき、法令及び定款の遵守体制の構築、維持及び整備を行っている。
- ・監査役及び内部監査担当は、情報交換等連携し、職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告する。
- ・当社は、法令違反行為等に対して、社内外に匿名で相談・申告できる「内部通報相談窓口」を設置し、申告者が不利益な扱いを受けない体制を構築している。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書取扱規程」「業務分掌規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存している。
- ・「文書取扱規程」「業務分掌規程」ほか関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図っている。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、取締役会及びその他の重要な会議において、各取締役、経営幹部及び使用人から、業務執行に関わる重要な情報の報告が行われている。
- ・当社は、代表取締役社長をリスク管理の総括責任者として任命し、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築している。
- ・有事の際は、代表取締役社長が「緊急リスク対策本部」を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制をとっており、またリスク管理体制を明文化した、「リスク管理規程」に準拠した体制を構築している。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されている。
- ・経営及び業務執行に必要な情報については、ITを活用し迅速かつ的確に各取締役が共有している。
- ・めまぐるしく変化する経営環境にも対応できるよう、取締役の任期を、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとすることを定めている。

e. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役は取締役と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置させることができる。
- ・監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役は、取締役会以外にもストラテジーミーティング（経営会議）等の業務執行の重要な会議へ必要に応じて出席しており、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることができる体制を構築している。
- ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査役に報告することとしている。

g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施できる体制になっている。
- ・会計監査を依頼している監査法人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制になっている。

h. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ・当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を役員及び従業員全員に周知徹底す

るとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対応できる体制になっている。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社では、各部門での情報収集をもとにリスク管理委員会、ストラテジーミーティング（経営会議）等の会議を通じてリスク情報を共有しつつ、「リスク管理規程」に基づく活動を通じ、リスクの早期発見及び未然防止に努めています。また、必要に応じて弁護士等の外部専門家からアドバイスを受けられる良好な関係を構築するとともに、監査役監査及び内部監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止によるリスク軽減に努めています。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度は、法令が定める限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときには限られます。

②内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は小規模組織であることから、内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役が選任した内部監査担当者により内部統制の有効性及び業務執行状況について、監査及び調査を定期的に実施しております。具体的には、管理部の内部監査担当者1名が管理部以外の部門の監査を担当し、管理部の監査はカスタマーリレーション部長（1名）が担当することにより相互チェックが可能な体制にて運用し、内部監査を実施した都度内部監査担当者による代表取締役への監査実施結果の報告及び代表取締役の指示に基づく被監査部門による改善結果の報告を行うこととしております。内部監査担当者は、事業年度末に内部監査計画を作成し、翌事業年度に計画に基づいて内部監査を実施し、内部監査実施結果の報告並びに内部監査指導事項の改善状況の調査及び結果報告を代表取締役に行っております。また、監査役会は、内部監査担当者より監査計画、業務執行状況及び監査結果等について適宜報告を受け、内部監査担当者と情報及び意見の交換を行っております。

監査役監査につきましては、当社の監査役会は独立性を確保した社外監査役3名で構成されており、監査役会は原則として月1回開催しております。また、監査役監査情報も内部監査担当者に開示されており、監査事項及び報告事項等の情報共有化に努めています。

また、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携としては、監査役会は、会計監査人から会計監査報告を通じ、会計上及び内部統制上の課題等について説明を受け、必要な対応を行っております。内部監査担当者も監査役と同様、会計監査人との連携を図って意見交換を実施しております。

③会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務にかかる補助者の構成は下記のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以下であるため記載を省略しております。

・業務を執行した公認会計士の指名

指定有限責任社員 業務執行社員 後藤 紳太郎

指定有限責任社員 業務執行社員 南方 得男

・監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 6名

その他 2名

④社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在、当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役である葭田徹は、企業経営に関する豊富な経験と高度な知識を活かして、客観的かつ公正な立場から経営の重要案件の審議及び議決に参加することで経営の監督機能を向上させる役割を期待し、社外取締役に選任しております。

社外監査役である村上富造は、豊富なビジネス経験を活かして、当社の経営全般に対する適正な監督、チェック機能を果たすことで、企業の健全性の確保、透明性の高い公正な経営監視体制を強化する役割を期待し、社外監査役に選任しております。

社外監査役である橋本芳則は、大手企業での就労経験がある弁護士として、企業法務に関する幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する大所高所からの監督と助言を期待し、社外監査役に選任しております。

社外監査役である津田和義は、大手監査法人出身の公認会計士としての経験や会計分野における高度な知識を活かして、複数の企業において社外監査役としての経験を積み重ねており、客観的かつ公正な立場に立って経営の監視監督を行い、経営の透明性、客観性及び健全性を確保する役割を期待し、社外監査役に選任しております。

当社と社外取締役及び各社外監査役との間に、重大な利益相反を生じさせ、また独立性を阻害するような人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。なお、社外役員の監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、上記②と同様であります。

当社は社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、専門的な知識に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方としております。

⑤役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	23,250	23,250	—	—	—	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—	—
社外役員	6,300	6,300	—	—	—	4

(注) 取締役の報酬には使用人分給与は含んでおりません。

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその他算定方法の決定に関する方針

役員の報酬については、株主総会の決議により報酬総額の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

⑥株式の保有状況

該当事項はありません。

⑦取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款に定めております。

⑧取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑨中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑫取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できるようするため、会社法426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑬支配株主との取引を行う際における少数株主の保護についての方策

当社の代表取締役社長であるトマス・アクイナス・フォーリーは、支配株主に該当しております。

当社と支配株主との間に取引が発生する場合においては、通常の一般取引と同等の条件や市場価格を参考としてその妥当性を検証するとともに、取締役会において十分に審議した上で承認することとしており、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
2,000	500	5,250	2,750

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、株式上場を前提とした課題抽出及び内部管理体制等の調査（レビュー）であります。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、株式上場にかかる申請書類作成及び内部統制等に関する助言・指導であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数等について、当社の企業規模や業務内容等を勘案し、双方協議の上、適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）及び当事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

- (1) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0. 7%
売上高基準	0. 0%
利益基準	△ 0. 3%
利益剰余金基準	△ 1. 4%

- (2) 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0. 5%
売上高基準	0. 0%
利益基準	1. 7%
利益剰余金基準	△ 0. 6%

4. 貢献度を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、外部研修等への参加や社内研修を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	161, 141	206, 147
売掛金	88, 572	98, 127
前払費用	2, 785	4, 098
繰延税金資産	1, 460	905
その他	64	56
貸倒引当金	△531	△588
流動資産合計	253, 493	308, 746
固定資産		
有形固定資産		
建物	1, 357	2, 884
減価償却累計額	△505	△477
建物（純額）	852	2, 407
車両運搬具	2, 278	2, 278
減価償却累計額	△2, 278	△2, 278
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	41, 687	41, 368
減価償却累計額	△31, 728	△35, 931
工具、器具及び備品（純額）	9, 959	5, 436
有形固定資産合計	10, 811	7, 843
無形固定資産		
ソフトウエア	718	1, 225
その他	213	213
無形固定資産合計	932	1, 438
投資その他の資産		
関係会社株式	3, 750	675
差入保証金	3, 656	8, 080
破産更生債権等	194	—
長期前払費用	289	—
繰延税金資産	—	142
その他	20	20
貸倒引当金	△97	—
投資その他の資産合計	7, 813	8, 919
固定資産合計	19, 557	18, 202
資産合計	273, 051	326, 948

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	20,593	30,378
未払費用	11,633	15,366
未払法人税等	20,176	14,357
未払消費税等	13,018	11,226
預り金	1,557	1,943
流動負債合計	66,979	73,271
固定負債		
繰延税金負債	747	—
固定負債合計	747	—
負債合計	67,726	73,271
純資産の部		
株主資本		
資本金	78,000	78,000
資本剰余金		
資本準備金	62,763	62,763
資本剰余金合計	62,763	62,763
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	3,720	2,685
繰越利益剰余金	60,840	110,227
利益剰余金合計	64,561	112,913
株主資本合計	205,325	253,676
純資産合計	205,325	253,676
負債純資産合計	273,051	326,948

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成28年6月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	223,136
売掛金	110,197
その他	10,716
貸倒引当金	△661
流動資産合計	343,389

固定資産

有形固定資産	12,966
無形固定資産	1,187
投資その他の資産	8,655
固定資産合計	22,809

資産合計

負債の部

流動負債

未払金	24,178
未払法人税等	22,380
その他	26,538
流動負債合計	73,097

負債合計

純資産の部

株主資本

資本金	78,000
資本剰余金	62,763
利益剰余金	152,337
株主資本合計	293,101

純資産合計

負債純資産合計

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業収益	484,478	599,495
営業費用		
役員報酬	21,300	29,550
給料及び手当	153,394	183,796
賞与及び手当	12,694	4,850
法定福利費	27,186	29,146
支払手数料	81,468	117,078
貸倒引当金繰入額	286	54
減価償却費	8,586	5,188
その他	※1 121,154	※1 155,019
営業費用合計	<u>426,070</u>	<u>524,683</u>
営業利益	58,407	74,812
営業外収益		
受取利息	55	33
還付加算金	12	—
その他	1	—
営業外収益合計	<u>70</u>	<u>33</u>
営業外費用		
支払利息	30	—
営業外費用合計	<u>30</u>	<u>—</u>
経常利益	58,447	74,845
特別損失		
固定資産除却損	—	※2 288
関係会社株式評価損	3,284	1,425
関係会社清算損	—	1,215
特別損失合計	<u>3,284</u>	<u>2,929</u>
税引前当期純利益	55,162	71,915
法人税、住民税及び事業税	20,861	23,898
法人税等調整額	△2,542	△334
法人税等合計	<u>18,318</u>	<u>23,564</u>
当期純利益	36,843	48,351

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
営業収益	342,677
営業費用	※ 282,141
営業利益	<u>60,535</u>
営業外収益	
受取利息	20
営業外収益合計	<u>20</u>
経常利益	60,555
税引前四半期純利益	60,555
法人税、住民税及び事業税	22,380
法人税等調整額	△1,249
法人税等合計	<u>21,131</u>
四半期純利益	<u>39,424</u>

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							純資産合計 株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金			その他利益剰余金 特別償却準備金	繰越利益 剰余金合計		
	資本準備金	資本剰余金合計							
当期首残高	78,000	62,763	62,763	3,788	23,929	27,717	168,481	168,481	
当期変動額									
特別償却準備金の積立				790	△790	—	—	—	
特別償却準備金の取崩				△892	892	—	—	—	
税率変更に伴う特別償却準備金の増加				33	△33	—	—	—	
当期純利益					36,843	36,843	36,843	36,843	
当期変動額合計	—	—	—	△68	36,911	36,843	36,843	36,843	
当期末残高	78,000	62,763	62,763	3,720	60,840	64,561	205,325	205,325	

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	78,000	62,763	62,763	3,720	60,840	64,561	205,325	205,325	
当期変動額									
特別償却準備金の積立				—	—	—	—	—	
特別償却準備金の取崩				△1,084	1,084	—	—	—	
税率変更に伴う特別償却準備金の増加				49	△49	—	—	—	
当期純利益					48,351	48,351	48,351	48,351	
当期変動額合計	—	—	—	△1,035	49,386	48,351	48,351	48,351	
当期末残高	78,000	62,763	62,763	2,685	110,227	112,913	253,676	253,676	

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	55,162	71,915
減価償却費	8,586	5,188
貸倒引当金の増減額（△は減少）	286	△39
受取利息	△55	△33
支払利息	30	—
売上債権の増減額（△は増加）	△34,676	△9,554
関係会社株式評価損	3,284	1,425
固定資産除却損	—	288
関係会社清算損益（△は益）	—	1,215
未払金の増減額（△は減少）	10,301	9,785
未払消費税等の増減額（△は減少）	7,245	△1,792
その他	688	3,503
小計	<u>50,854</u>	<u>81,902</u>
利息の受取額	55	33
利息の支払額	△30	—
法人税等の支払額	△1,080	△29,717
法人税等の還付額	793	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	50,592	52,217
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,121	△3,015
貸付金の回収による収入	2,000	—
関係会社の清算による収入	—	434
差入保証金の差入による支出	—	△5,299
差入保証金の回収による収入	—	668
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,121	△7,211
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	<u>48,470</u>	<u>45,005</u>
現金及び現金同等物の期首残高	112,671	161,141
現金及び現金同等物の期末残高	※1 161,141	※1 206,147

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
 (自 平成28年1月1日
 至 平成28年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前四半期純利益	60,555
減価償却費	2,561
貸倒引当金の増減額（△は減少）	72
受取利息	△20
売上債権の増減額（△は増加）	△12,070
未払金の増減額（△は減少）	△6,199
未払消費税等の増減額（△は減少）	△1,826
その他	△4,314
小計	38,758
利息の受取額	20
法人税等の支払額	△14,357
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,422
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△7,433
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,433
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	16,988
現金及び現金同等物の期首残高	206,147
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 223,136

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 5～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(損益計算書関係)

※1 営業費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
	12,265千円	11,946千円

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
建物	-千円	108千円
工具、器具及び備品	-	0
ソフトウェア	-	179
計	-	288

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,129	—	—	24,129
合計	24,129	—	—	24,129

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,129	—	—	24,129
合計	24,129	—	—	24,129

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
現金及び預金	161,141千円	206,147千円
現金及び現金同等物	161,141	206,147

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未払金は1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することは極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	161,141	161,141	—
(2) 売掛金	88,572	88,572	—
資産計	249,714	249,714	—
(1) 未払金	20,593	20,593	—
(2) 未払法人税等	20,176	20,176	—
負債計	40,769	40,769	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成26年12月31日)
関係会社株式	3,750

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

当事業年度中において、時価のない関係会社株式について、3,284千円減損処理を行っております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定期

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	161,141	—	—	—
売掛金	88,572	—	—	—
合計	249,714	—	—	—

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未払金は1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	206,147	206,147	—
(2) 売掛金	98,127	98,127	—
資産計	304,274	304,274	—
(1) 未払金	30,378	30,378	—
(2) 未払法人税等	14,357	14,357	—
負債計	44,735	44,735	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成27年12月31日)
関係会社株式	675

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

当事業年度中において、時価のない関係会社株式について、1,425千円の減損処理を行っております。また、関係会社1社の清算により、1,215千円の清算損を計上しております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	206,147	—	—	—
売掛金	98,127	—	—	—
合計	304,274	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成26年12月31日）

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は3,750千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成27年12月31日）

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は675千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
営業費用の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,250株
付与日	平成26年12月25日
権利確定条件	新株予約権の行使の条件 ①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人による新株予約権の相続は認めない。 ②新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場し、上場した日より3ヶ月が経過するまでは行使することができない。 ④その他の行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成28年12月25日 至平成36年12月24日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成26年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	1,250
失効	—
権利確定	—
未確定残	1,250
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	平成26年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値見積もり方法はDCF方式と純資産価額方式の併用方式によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額のため単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業費用の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 12名	当社取締役 2名 当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,250株	普通株式 700株
付与日	平成26年12月25日	平成27年12月1日
権利確定条件	新株予約権の行使の条件 ①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人による新株予約権の相続は認めない。 ②新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場し、上場した日より3ヶ月が経過するまでは行使することができない。 ④その他の行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。	新株予約権の行使の条件 ①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人による新株予約権の相続は認めない。 ②新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場し、上場した日より3ヶ月が経過するまでは行使することができない。 ④その他の行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成28年12月25日 至平成36年12月24日	自平成29年12月2日 至平成36年12月1日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	1,250	—
付与	—	700
失効	350	—
権利確定	—	—
未確定残	900	700
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000	52,500
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値見積もり方法はDCF方式と純資産価額方式の併用方式によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額のため単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1)当事業年度末における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(2)当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成26年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		当事業年度 (平成26年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,023千円	
関係会社株式評価損	1,183	
その他	858	
繰延税金資産小計	<u>4,065</u>	
評価性引当額	<u>△1,183</u>	
繰延税金資産計	<u>2,882</u>	
繰延税金負債		
特別償却準備金	2,096	
その他	72	
繰延税金負債計	<u>2,168</u>	
繰延税金資産の純額	<u>713</u>	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

		当事業年度 (平成26年12月31日)
法定実効税率		38.37%
(調整)		
住民税均等割	1.29	
評価性引当額の増減	△0.19	
試験研究費の特別税額控除	△5.72	
軽減税率差異	△1.46	
その他	0.92	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.21</u>	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.37%から36.04%になります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

当事業年度（平成27年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,177千円
関係会社株式評価損	496
その他	1,305
繰延税金資産小計	<u>2,980</u>
評価性引当額	△496
繰延税金資産計	<u>2,483</u>
繰延税金負債	
特別償却準備金	<u>1,435</u>
繰延税金負債計	<u>1,435</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,047</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率	36.04%
(調整)	
住民税均等割	0.99
評価性引当額の増減	△0.96
試験研究費の特別税額控除	△1.99
軽減税率差異	△1.46
その他	0.15
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>32.77</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、従来の36.04%から34.84%になります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当社は、レコメンデーションサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当社は、レコメンデーションサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

单一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

单一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びそ の近親者が 議決権の過 半数を所有 している会 社	株式会社 キヨウサ ン	大阪府 吹田市	10,000	遊技場	—	システム保 守サービス 及びコンサ ルティング の提供先 役員の兼務	システム 保守売上	8,760	—	—
							コンサル ティング 売上	2,000	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

システム保守料については、毎期交渉の上金額を決定しております。

コンサルティング契約料については、毎期交渉の上金額を決定しております。

3. 当社専務取締役フォーリー淳子が議決権の100%を直接保有しております。

4. 当社専務取締役フォーリー淳子は、当社代表取締役社長トマス・アクイナス・フォーリーの配偶者であります。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり純資産額	85.09円
1株当たり当期純利益金額	15.27円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成28年6月16日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
当期純利益金額（千円）	36,843
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	36,843
期中平均株式数（株）	2,412,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権の目的となる種類：普通株式 新株予約権の目的となる株式の総数：125,000株 これらの概要については、第4「提出会社の状況 1株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	105.13円
1株当たり当期純利益金額	20.04円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成28年6月16日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
当期純利益金額（千円）	48,351
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	48,351
期中平均株式数（株）	2,412,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権の目的となる種類：普通株式 新株予約権の目的となる株式の総数：160,000株 これらの概要については、第4「提出会社の状況 1株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）
(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成28年5月17日開催の取締役会決議に基づき、平成28年6月16日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成28年6月15日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年6月15日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	24,129株
今回の分割により増加する株式数	2,388,771株
株式分割後の発行済株式総数	2,412,900株
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年6月16日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」

(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第2四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による、当第2四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益への影響はありません。

(四半期損益計算書関係)

※ 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
給料及び手当	102,808千円
支払手数料	66,565
貸倒引当金繰入額	72

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
現金及び預金勘定	223,136千円
現金及び現金同等物	223,136

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は、関連会社が存在しないため記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、レコメンデーションサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	16円34銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	39,424
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	39,424
普通株式の期中平均株式数（株）	2,412,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 2. 当社は、平成28年6月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,357	1,826	300	2,884	477	162	2,407
車両運搬具	2,278	-	-	2,278	2,278	-	0
工具、器具及び備品	41,687	-	319	41,368	35,931	4,522	5,436
有形固定資産計	45,323	1,826	619	46,531	38,687	4,685	7,843
無形固定資産							
ソフトウエア	2,272	1,189	948	2,513	1,287	502	1,225
その他	213	-	-	213	-	-	213
無形固定資産計	2,485	1,189	948	2,726	1,287	502	1,438

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	628	588	94	534	588

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」の534千円は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	127
預金	
普通預金	206,019
小計	206,019
合計	206,147

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社QVCジャパン	7,552
株式会社千趣会	4,176
ディップ株式会社	3,726
エン・ジャパン株式会社	3,715
株式会社ファンケル	2,740
その他	76,216
合計	98,127

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
88,572	646,689	637,135	98,127	86.65	52.69

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

② 流動負債

イ. 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Amazon Web Services, Inc.	3,816
大和証券株式会社	3,240
ソネット・メディア・ネットワークス株式会社	3,044
明豊ファシリティワークス株式会社	2,730
株式会社マイクロアド	2,231
その他	15,314
合計	30,378

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年12月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料（注）1
公告掲載方法	電子公告により行う。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 広告掲載URL http://www.silveregg.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3)募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成26年12月25日	平成27年12月1日
種類	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 1,250株(注) 4	普通株式 700株(注) 5
発行価格	50,000円(注) 3	52,500円(注) 3
資本組入額	25,000円	26,250円
発行価額の総額	62,500,000円	36,750,000円
資本組入額の総額	31,250,000円	18,375,000円
発行方法	平成26年12月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成27年11月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確認を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成27年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 新株予約権の権利行使に関して払込をなすべき金額は、DCF(ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー)方式と純資産価額方式の併用方式によって算定された価格であります。
4. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員3名350株分)により、第1回新株予約権の発行数は900株、発行価額の総額は45,000,000円、資本組入額の総額は22,500,000円となっております。
5. 新株予約権割当契約締結後の辞任による権利の喪失(取締役1名200株分)により、第2回新株予約権の発行数は500株、発行価額の総額は26,250,000円、資本組入額の総額は13,125,000円となっております。
6. 新株予約権の権利行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	50,000円	52,500円
行使期間	平成28年12月25日から 平成36年12月24日まで	平成29年12月2日から 平成36年12月1日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

7. 平成28年5月17日開催の取締役会決議により、平成28年6月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

第1回新株予約権（ストックオプション）平成26年12月24日臨時株主総会決議

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
齋藤 修	東京都町田市	会社役員	200	10,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
高田 健一郎	千葉県習志野市	会社員	150	7,500,000 (50,000)	当社の従業員
坂田 史郎	兵庫県尼崎市	会社員	100	5,000,000 (50,000)	当社の従業員
中泉 慎次	大阪府吹田市	会社員	100	5,000,000 (50,000)	当社の従業員
薄井 崇史	神奈川県藤沢市	会社員	100	5,000,000 (50,000)	当社の従業員
白井 慎太郎	大阪市淀川区	会社員	100	5,000,000 (50,000)	当社の従業員
加藤 公一	東京都杉並区	会社員	50	2,500,000 (50,000)	当社の従業員
田中 美佳	大阪市中央区	会社員	50	2,500,000 (50,000)	当社の従業員
河村 享一郎	堺市北区	会社員	25	1,250,000 (50,000)	当社の従業員
青山 弥香	川崎市中原区	会社員	25	1,250,000 (50,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成28年6月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前のものを記載しております。

第2回新株予約権（ストックオプション）平成27年11月12日臨時株主総会決議

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
梅森 正芳	兵庫県西宮市	会社役員	200	10,500,000 (52,500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
宮森 裕士	東京都文京区	会社員	125	6,562,500 (52,500)	当社の従業員
三代 豪	大阪府箕面市	会社員	100	5,250,000 (52,500)	当社の従業員
阪本 嘉宏	京都市山科区	会社員	25	1,312,500 (52,500)	当社の従業員
柳内 伸夫	大阪市阿倍野区	会社員	25	1,312,500 (52,500)	当社の従業員
河野 由香	東京都杉並区	会社員	25	1,312,500 (52,500)	当社の従業員

(注) 1. 取締役辞任により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成28年6月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前のものを記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
トーマス・アクイナス・フォーリー (注) 1. 2.	兵庫県西宮市	1,975,400	77.38
テクノロジーベンチャーズ2号投資事業有限責任組合(注) 2	東京都港区北青山2丁目5番1号	222,300	8.71
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(注) 2	大阪市北区梅田二丁目5番25号	158,800	6.22
株式会社オプトホールディング (注) 2	東京都千代田区四番町6番東急番町ビル	31,800	1.25
中道 徹(注) 2	東京都新宿区	24,600	0.96
齋藤 修(注) 3	東京都町田市	20,000 (20,000)	0.78 (0.78)
梅森 正芳(注) 3	兵庫県西宮市	20,000 (20,000)	0.78 (0.78)
高田 健一郎(注) 4	千葉県習志野市	15,000 (15,000)	0.59 (0.59)
宮森 裕士(注) 4	東京都文京区	12,500 (12,500)	0.49 (0.49)
三代 豪(注) 4	大阪府箕面市	10,000 (10,000)	0.39 (0.39)
坂田 史郎(注) 4	兵庫県尼崎市	10,000 (10,000)	0.39 (0.39)
中泉 慎次(注) 4	大阪府吹田市	10,000 (10,000)	0.39 (0.39)
薄井 崇史(注) 4	神奈川県藤沢市	10,000 (10,000)	0.39 (0.39)
白井 慎太郎(注) 4	大阪市淀川区	10,000 (10,000)	0.39 (0.39)
加藤 公一(注) 4	東京都杉並区	5,000 (5,000)	0.20 (0.20)
田中 美佳(注) 4	大阪市中央区	5,000 (5,000)	0.20 (0.20)
河村 享一郎(注) 4	堺市北区	2,500 (2,500)	0.10 (0.10)
青山 弥香(注) 4	川崎市中原区	2,500 (2,500)	0.10 (0.10)
阪本 嘉宏(注) 4	京都市山科区	2,500 (2,500)	0.10 (0.10)
柳内 伸夫(注) 4	大阪市阿倍野区	2,500 (2,500)	0.10 (0.10)
河野 由香(注) 4	東京都杉並区	2,500 (2,500)	0.10 (0.10)
計	—	2,552,900 (140,000)	100.00 (5.48)

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
 2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
 3. 特別利害関係者等(当社の取締役)
 4. 当社の従業員
 5. ()内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年8月15日

シルバーエッグ・テクノロジー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 後藤 紳太郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 南方 得男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシルバーエッグ・テクノロジー株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シルバーエッグ・テクノロジー株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年8月15日

シルバーエッグ・テクノロジー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 紳太郎 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南方 得男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシルバーエッグ・テクノロジー株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シルバーエッグ・テクノロジー株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月15日

シルバーエッグ・テクノロジー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 紳太郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南方 得男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシルバーエッグ・テクノロジー株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31までの第19期事業年度の第2四半期会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シルバーエッグ・テクノロジー株式会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

